

※この法令は廃止されています。  
平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号

研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）第四十三条の三の九第三項第三号の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

## 目次

## 第一章 総則（第一条・第二条）

## 第二章 品質管理監督システム（第三条—第七条）

## 第三章 経営責任者の責任（第八条—第十九条）

## 第四章 資源の管理監督（第二十条—第二十四条）

## 第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条—第四十五条）

## 第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条—第五十五条）

## 附則

## （適用範囲）

第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について適用する。（定義）

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。（定義）

この規則において、次の各号に定めるところによる。意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「品質管理監督システム」とは、発電用原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のため

に経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七 「妥当性確認」とは、発電用原子炉設施並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

## 第二章 品質管理監督システム

## （品質管理監督システムに係る要求事項）

第三条 発電用原子炉設置者は、この規則の規定に従つて、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果をわなければならない）。

二 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

三 発電用原子炉設置者は、次に掲げる用語の意味を明瞭にすること。

四 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

五 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

六 プロセスを監視測定し、及び分析すること。

七 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

八 各プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

九 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

十 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

十一 プロセスを監視測定し、及び分析すること。

十二 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

十三 プロセスを監視測定し、及び分析すること。

十四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

十五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。

十六 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

十七 プロセスを監視測定し、及び分析すること。

十八 各プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

十九 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

二十 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

二十一 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

二十二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

二十三 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

二十四 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。

九 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

十 品質管理監督文書について所要の照査を行って提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

十一 品質管理監督文書に記載するべき事項を定めたときには、当該プロセスが管理されているようにならなければならない。

十二 品質管理監督文書を外部委託するに当たっては、プロセスを管理しなければならない。

十三 品質管理監督文書の中で識別することができるよう規定しなければならない。

十四 品質管理監督文書は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

十五 品質管理監督文書は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならぬ。

十六 品質管理監督文書は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

十七 品質管理監督文書及び品質目標表明書

十八 品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）

十九 下「品質管理監督システム基準書」という。

二十 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

二十一 この規則に規定する手順書及び記録（品質管理監督システム基準書）

二十二 品質管理監督システム基準書

二十三 品質管理監督システム基準書

二十四 品質管理監督システム基準書

二十五 品質管理監督システム基準書

二十六 品質管理監督システムの範囲

二十七 品質管理監督システムのため作成した手

順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参考情報

二十八 各プロセスの相互の関係

二十九 文書の管理

三十 文書の管理

三十一 文書の管理

三十二 文書の管理

三十三 文書の管理

三十四 文書の管理

三十五 文書の管理

三十六 文書の管理

三十七 文書の管理

三十八 文書の管理

三十九 文書の管理

文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。

二 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に從事して、プロセスを管理しなければならない。

三 発電用原子炉設置者は、個別業務又は発電用原子炉施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託するに当たっては、当該プロセスが管理されないとしたときは、当該プロセスが管理されないようしなければならない。

四 発電用原子炉設置者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるよう規定しなければならない。

五 発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督文書を使用するに応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

六 発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならぬ。

七 発電用原子炉設置者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

八 発電用原子炉設置者は、前項の記録の識別を確保すること。

九 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確認すること。

一〇 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態であることを確認すること。

一一 品質管理監督文書は、内部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

一二 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

一三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

一四 改訂のあつた品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

一五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態であることを確認すること。

一六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

一七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

一八 品質管理監督文書その他の要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録その他の要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録の内容を読みやすく容易に内容を把握することができるようになることを確認すること。

一九 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二〇 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二一 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二二 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二三 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二四 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二五 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二六 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二七 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二八 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

二九 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

三〇 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

三一 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

三二 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

三三 品質管理監督文書は、前項の記録の識別、読みやすさ、容易な操作性を確保すること。

|  |   |
|--|---|
| <p>三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p> <p>四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。</p> <p>五 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他の原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。</p>  | <p>（原子力の安全の確保の重視）</p> <p>第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び発電用原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。（品質方針）</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 品質保証の実施に係る発電用原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持つて関与すること。</p> <p>三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 職員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 妥当性を維持するために照査されていること。</p> <p>六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。（品質目標）</p> |
| <p>第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。（責任及び権限）</p> <p>第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む）</p> | <p>（経営責任者照査）</p> <p>第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」といふ）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。（経営責任者照査）</p>   |
| <p>2 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。（経営責任者照査）</p>   | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 適切な教育訓練を受けていること。</p> <p>二 所要の技能及び経験を有していること。（教育訓練等）</p>  |
| <p>第二十二条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p>   | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 適切な教育訓練を受けていること。</p> <p>二 所要の技能及び経験を有していること。（教育訓練等）</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>2 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。（経営責任者照査）</p>  | <p>（プロセス責任者）</p> <p>第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成する活動を促進すること。（内部情報伝達）</p> |
| <p>第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにすること。</p> <p>四 安全文化を醸成する活動を促進すること。（内部情報伝達）</p>  | <p>（経営責任者照査）</p> <p>第十九条 発電用原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善のための提案</p> <p>三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源</p>   |
| <p>第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」といふ）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。</p> | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十条 発電用原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。</p>   |
| <p>第十八条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p>   | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>第十八条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p>   | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>   |
| <p>第二十二条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p>  | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>   |
| <p>第二十三条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p>  | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十一条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>   |
| <p>第二十四条 発電用原子炉設置者は、保安のため必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。</p>  | <p>（作業環境）</p> <p>第二十四条 発電用原子炉設置者は、保安のため必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。</p>   |
| <p>第二十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>   | <p>（個別業務の実施）</p> <p>第二十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p>   |
| <p>第二十六条 発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。</p>                            | <p>（個別業務の実施）</p> <p>第二十六条 発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。</p>                          |
| <p>第二十七条 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たつては、次に掲げる事項を、適切に明確化しなければならない。</p> <p>一 個別業務又は発電用原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>                  | <p>（個別業務の実施）</p> <p>第二十七条 発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たつては、次に掲げる事項を、適切に明確化しなければならない。</p> <p>一 個別業務又は発電用原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>                |
| <p>第二十八条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 適切な教育訓練を受けていること。</p> <p>二 所要の技能及び経験を有していること。（教育訓練等）</p> | <p>（資源の確保）</p> <p>第二十八条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 適切な教育訓練を受けていること。</p> <p>二 所要の技能及び経験を有していること。（教育訓練等）</p> |

|  |   |
|--|---|
| 四 個別業務又は発電用原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録  | 合していることを実証するために必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。  |
| 4 発電用原子炉施設者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。  | (個別業務等要求事項の明確化)   |
| 第二十六条 発電用原子炉施設者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 二 関係法令のうち、当該個別業務又は発電用原子炉施設に関するもの   | 三 その他発電用原子炉施設者が明確にした要求事項  |
| 第二十七条 発電用原子炉施設者は、個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たつて、あらかじめ個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。  | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 二 発電用原子炉施設は、前項の照査を実施するに当たつて、次に掲げる事項を確認しなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査を実施するに当たつて、次に掲げる事項を確認しなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 三 その他発電用原子炉施設者が明確にした要求事項   | (個別業務等要求事項の照査)  |
| 第二十八条 発電用原子炉施設は、個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たつて、あらかじめ個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 二 発電用原子炉施設は、前項の照査を実施するに当たつて、次に掲げる事項を確認しなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査を実施するに当たつて、次に掲げる事項を確認しなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいるものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの  |
| 三 その他発電用原子炉施設者が明確にした要求事項   | (個別業務等要求事項の照査)  |
| 第二十九条 発電用原子炉施設者は、設計開発において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。  | 一 発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。(以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。                        |
| 二 発電用原子炉施設者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。   | 一 発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。(以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。                        |
| 三 発電用原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該発電用原子炉施設の特性を規定しているものであること。  | 一 調達、個別業務の実施及び発電用原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。   |
| 三 適否判定基準を含むものであること。  | (設計開発計画)  |
| 第三十条 発電用原子炉施設者は、設計開発において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。   | 一 設計開発の段階   |
| 二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認  | 二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認   |
| 三 活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限   | 三 活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限  |
| 三 発電用原子炉施設者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。                             | (設計開発照査)  |
| 第三十一条 発電用原子炉施設者は、設計開発において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。  | 一 発電用原子炉施設は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。   |
| 二 (設計開発に係るプロセス入力情報)  | 二 発電用原子炉施設は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。   |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該相違点が解明されていること。  | 三 発電用原子炉施設は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。   |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該相違点が解明されていること。  | (設計開発照査)  |
| 第三十二条 発電用原子炉施設者は、設計開発において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。  | 一 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。  |
| 二 発電用原子炉施設は、前項の類似した設計開発から得られた情報で、当該設計開発へのプロセス入力情報  | 二 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該照査の対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。                   |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該照査の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。                                      | 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該照査の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。                         |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、当該照査の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。                                      | (設計開発照査)  |
| 第三十三条 発電用原子炉施設者は、設計開発において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。  | 一 発電用原子炉施設は、設計開発の変更の範囲を、当該変更が発電用原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。  |
| 二 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を行つた場合においては、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                         | 二 発電用原子炉施設は、設計開発の変更の範囲を、当該変更が発電用原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。  |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。  | 三 発電用原子炉施設は、設計開発の変更の範囲を、当該変更が発電用原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。  |
| 三 発電用原子炉施設は、前項の照査においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。  | (設計開発の検証)   |
| 第三十四条 発電用原子炉施設者は、発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。 | 一 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。   |
| 二 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意団した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。                | 二 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意団した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。   |
| 三 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意団した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。                | 三 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意団した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。   |
| 三 発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意団した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従つて、当該設計開発の妥当性確認を行うこと。                | (設計開発の変更の管理)  |
| 第三十五条 発電用原子炉施設者は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                          | 一 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                  |
| 二 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                               | 二 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                  |
| 三 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                               | 三 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                  |
| 三 発電用原子炉施設は、設計開発の変更を行つた場合においては、当該変更の内容を識別できるようするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。                               | (設計開発の変更の管理)  |
| 第三十六条 発電用原子炉施設者は、外部から調達する物品又は役務(以下「調達物品等」といいう。)が、自らの規定による調達物品等に係る要求事項(以下「調達品等要求事項」といいう。)に適合するようになればならない。         | 一 発電用原子炉施設は、外部から調達する物品又は役務(以下「調達物品等」といいう。)が、自らの規定による調達物品等に係る要求事項(以下「調達品等要求事項」といいう。)に適合するようになればならない。 |
| 二 発電用原子炉施設は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び  | 二 発電用原子炉施設は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び   |
| 三 部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。  | 三 部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。   |
| 三 部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。  | (調達プロセス)  |



